被保険者

相談

社会福祉士等

チーム アプローチ

連携

チームアプローチ

○センターの運営支援、評価

地域包括支援センタ-の円滑な運営、中立性

公平性を図ります。

連携

主任ケアマネジャー等。

総合相談·支援

連携

### 基本的に ●社会福祉士 ●保健師

●主任ケアマネジャー の3つの専門職が配置されています。

### 包括的·継続的 マネジメント支援事業

- ケアマネジャーの 日常的個別相談·指導
- 支援困難事例等への指導・助言
- 地域でのケアマネジャーの ネットワークの構築
- 多職種協働・連携の実現



医師会、歯科

医師会、介護

支援専門員等

利用者、被保険

者(町内会・老人クラブ等) 地域包括支援センター運営協議会

市が事務局

スの関係者

権利擁護·相談 を担う関係者

NPO等の地 域サービスの 多面的(制度横断的) 支援の展開

> 行政機関、医療機関など 必要なサービスにつなぐ

虐待防止

介護サービス

ボランティア

医療サービス

民生委員

成年後見制度

町内会

日常生活 自立支援事業

介護予防 ケアマネジメント

サービスの利用調整

アセスメントの実施

事業者による事業実施

多機能型居宅介護など)

2025 4 ~

再アセスメント

上記職員の他、下記の職員が地域包括支援センターに配置されています。 ◎地域支援コーディネーター・認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーター 地域のネットワークづくりや認知症支援体制づくりなどを支援します。

※グループホームは要支援2のみ

## 《要介護状態とサービス》

要介護認定区分	要介護状態になる おそれのある高齢者	要支援1・要支援2		要介護 1~5
サービス利用 計画作成や 調整を行う機関		地域包括支援センター		居宅介護支援事業所
利用できる サービス		支援サービス事業 計事業)	予防給付	介護給付 予防給付(一部事業所のみ)
		●訪問型サービス (ホームヘルパーなど) ●通所型サービス (デイサービスなど)	●介護予防サービス (福祉用具貸与、 通所リハビリテー ション、住宅改修、 訪問看護など)	<ul><li>●在宅サービス (ホームヘルパー、デイ サービス、福祉用具貸与、 訪問看護、通所リハビ リテーションなど)</li></ul>
		の通所サービス 防サービス	<ul><li>地域密着型介護</li><li>予防サービス</li><li>(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、グループホームなど)</li></ul>	<ul><li>施設サービス (特別養護老人ホーム、老人保健施設など)</li><li>地域密着型サービス (地域密着型デイサービス、グループホーム、小規模</li></ul>

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して 暮らすことができるよう介護サービスをはじめ、保健・福祉・医療・健 康など、様々な相談に応じ、高齢者の生活を総合的に支えるための 地域の中核機関として、市内7箇所に設置されています。

何か心配なことやお困りのことがありましたら、お住まいの地区 を担当する地域包括支援センターをお気軽にご利用ください。



## 地域包括支援センターの主な役割

- ●介護予防・生活支援サービス事業・予防給付のサービス利用への支援を行います。 介護が必要になるおそれのある高齢者の方や、要介護認定で「要支援1・2」の方を対象に、自立した 生活を送ることができるようサービス利用計画作成や、調整を行います。
- ●高齢者の様々な相談に多面的な支援を行います。 本人、家族、地域の方から様々な相談を受け、適切なサービスや制度へつなぐなど必要に応じて継続 的な支援を行います。
  - ●高齢者の方の権利を守るための支援を行います。



高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、不動産・預貯金等の財産管理や、その他 契約等が自分だけでは難しい方へ成年後見制度の利用等、高齢者の権利擁護に 関する相談や必要な支援を行います。

ケアマネジャーに対する支援・地域のネットワークづくりを行います。 地域のケアマネジャーの相談や支援困難事例に対する支援のほか、高齢者が暮らし やすい地域にするため、様々な関係機関や団体とのネットワークづくりを行います。

# こんな時、ご利用・ご連絡ください

□ 足腰が弱り、日常生活に 支障が出始めそうなとき



歩くのに時間がかかるように なり、信号が青の間に横断歩道 を渡り切れなくなったとき

🏻 消費者被害の 高齢者を 見つけたとき



虐待されているような 高齢者を見つけたとき

認知症のような 症状で日常生活

に支障があるとき

🔎 介護の仕方がわからないとき

介護が大変で仕事との 両立に困っているとき

∅ 介護のことでどこに相談して良いかわからないとき

■お問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 TEL(直通) 0154-31-4539·23-5185

